

令和元年度 第3回役員会議事録

日時 令和元年11月29日(金) 9:57~10:57
場所 本部棟2階 小会議室1
出席者 沖理事長、兼信副理事長、松田理事、高橋理事、末岡理事 [5名/5名]
[監事] 井上監事 [1名/2名]
(事務局) 小西次長、駒井課長、井上企画広報室長、中島経理班長、谷副参事、岡本教務班長、田淵総務班長、齋藤主任

1 開 会

2 議事録の確認

令和元年度第1回(令和元年6月26日開催)及び第2回(令和元年9月24日開催)の議事録案は承認された。

3 議 題

[1] 審議事項

(1) 令和元年度補正予算(第2回)(案)について

事務局から、資料1により説明があり、原案どおり承認された。収入につき受託研究から補助金に科目更正した点につき、経営審議会で質問があったことを報告した。

【質疑応答等】

- (問) 県大実施の寄附講座なら補助金であり、岡山県が実施主体なら受託研究で良いと思う。費用等の実質的な部分を見て監査法人が判断したと思うが、見解を聞きたい。
- (答) 再度、監査法人に確認したい。

(2) 公立大学法人岡山県立大学職員就業規則等の一部改正(案)について

事務局から、資料2により説明があり、原案どおり承認された。

【質疑応答等】

- (問) これはどの法律の改正か、(県大の)規則の変更までが必要なのか。
- (答) 民法に規定する成年被後見人等について、関連する法律を一括で改正したものである。成年被後見人を契約上保護することが民法の目的だが、職務上で問題ない場合も有り得ることから、成年被後見人に該当すれば即、失職となるのは不相当で、能力の有無を審査の上判断しようとした。
- 法律と(本学の)規則が相反することは問題であり整合性をとる。国のガイドラインに則った表現である。
- (問) 民間も適用となるのか。公務員はどうか。
- (答) 詳細は承知していないが、公や土業では欠格条項として定められており改正となったが、民間ではもともとそのような条項はないと思う。県は12月施行である。

(3) 公立大学法人岡山県立大学の授業料等に関する規程の一部改正(案)について

事務局から、資料3により説明があり、原案どおり承認された。

【質疑応答等】

- (問) 特別聴講学生と科目等履修生の違いは何か。科目等履修生は1科目ごとで、個人との認識だが。

(答) 特別聴講学生は学則第 42 条に科目等履修生は学則第 53 条に規定され、特別聴講学生は他の大学等の学生である。

(問) これまでは特別聴講学生の場合は、授業料を徴収していたのか。

(答) 今後、(単位互換の実施を) 相互にする場合が不徴収とするということである。

[2] 報告事項

(1) 教員の採用等について

事務局から、資料 4 により報告があった。

【質疑応答等】

(問) 任期の有り無しはどうなっているのか。

(答) 助教、助手は任期がある。更新時の審査が重要と考えている。教授、准教授について、以前は(任期が)あったが、今は任期なしである。

(2) 令和元年度岡山県立大学職員表彰について

事務局から、資料 5 により報告があった。永年表彰は今回初めて行うことから人数が多くなった旨補足があった。

【質疑応答等】

(問) 表彰区分が異なっても記念品は同じなのか。

(答) 一律である。

[3] その他

・なし